

平成26年度
香川大学大学院 香川大学・愛媛大学
連合法務研究科入学者選抜試験（A日程）

既修者試験問題

憲 法（1枚）

刑 法（1枚）

刑事訴訟法（1枚）

【注意事項】

1. 監督者の「解答始め」という指示があるまで、この問題冊子をあけないこと。
2. 「解答始め」の合図により、全ての解答用紙に受験番号を記入し、解答する科目ごとに全ての解答用紙に下記の要領で解答科目名、問題番号を記入してから解答すること。
3. 解答用紙は6枚配布する。解答用紙は裏面を使用せずに、追加の用紙が必要な場合は、手を挙げてその旨を監督者に申し出ること。
4. 1枚の解答用紙には1科目のみ解答し、複数科目の解答をしないこと。
5. 解答用紙下部の 枚中 枚目の箇所は、科目ごとに記入すること。
6. 落丁、乱丁、印刷不鮮明の箇所があった場合は、手を挙げて監督者の指示を受けること。
7. 問題の内容についての質問には一切応じないが、その他の用事があるときは、手を挙げて監督者の指示を受けること。
8. 一時退室する場合は、解答用紙および下書き用紙を裏返して机の上に置き、手を挙げて監督者の指示を受けること。
9. 試験開始後15分間、および試験終了前15分間は退室を認めない。
10. 退出時には、問題用紙および下書き用紙を持ち帰ること。

記

○法 第1問を選択する場合
解答用紙（科目名：○法 第1問）

憲法

以下の二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては表紙の注意事項のとおり、すべての解答用紙に科目名および問題番号を記入しなさい。

第1問

「国政全般の動きに絶えず注意しつつ、その円滑な運営を図り、国政全般の統一性を担保する総合調整機能は、議院内閣制の下においては、『國務を總理する』内閣（憲法 73 条 1 号）に属すると考えるべきである」とする見解に関する憲法上の問題点について、国会の「国権の最高機関」性（憲法 41 条）と関連付けながら、論じなさい。

第2問

X1 と X2 は 2012 年 3 月 7 日に婚姻届を提出したが、X1 が前夫と離婚した 2011 年 12 月 2 日から 6 ヶ月が経過していないとして、民法 733 条 1 項を根拠にこの婚姻届は受理されなかった。その後、2012 年 6 月 2 日にこの婚姻届は受理されたが、婚姻届の受理が遅れ、これにより精神的苦痛を被ったとして、X1 と X2 は国を相手に国家賠償訴訟を提起し、国会が民法 733 条を削除又は廃止しない立法不作為は国家賠償法上違法であると主張している。

この事案の憲法上の論点について、民法 733 条の憲法適合性の問題と立法不作為の国家賠償法上の違法性の問題とを区別したうえで論じなさい。

刑法

以下二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、表紙の注意事項のとおり、全ての解答用紙に科目名および問題番号を記入すること。なお、特に指示のない限り、特別法上の問題点は考慮する必要はない。

第1問

無職のXは財布の中に50円しか入っていなかったが、自宅近くの引田駅までタクシーで帰ろうと考えた。Xは、2013年2月6日午後8時頃に高松駅でタクシードライバーAが運転する車を呼び止めた。XはAの車に乗り自宅まで向かうことをAに指示し、車はXを乗せて走りはじめた。なお、AはXがタクシー代金を払ってくれるものと信じていた。

同日午後9時頃Aの運転する車は引田駅に着いた。引田駅到着後Aは輸送代金9000円をXに請求したが、Xは当該代金を払いたくなかったのでAに殴る蹴るの暴行を加えた。Aの反抗は抑圧され、その結果Xは当該代金の支払いを免れた。Xの罪責を論じなさい。

第2問

精神科医Y男は患者Bに口汚く罵られたことに立腹し、Bに復讐することにした。Y男はBが統合失調症に罹患しているとの情報が記載されたカルテのコピーを50部とり、これをB宅付近の住居のポストに入れてまわることにした。Y男は自分と同様にBを憎んでいる看護婦Z女に計画を打ち明け、2013年6月14日Y男はZ女とともにBのカルテを職場で50部コピーし、20部についてはY男自身が、30部についてはZ女がB宅付近の住居のポストに投函した。一週間後の2013年6月20日にはB宅付近ではBが統合失調症に罹患しているという噂がとびかけていた。Y男、Z女の罪責を論じなさい。

刑事訴訟法

以下二問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、表紙の注意事項のとおり、全ての解答用紙に科目名および問題番号を記入すること。なお、特に指示のない限り、特別法上の問題点は考慮する必要はない。

第1問 被告人甲は、乙所有の書類鞄のひったくり窃盗罪で起訴されている。この事件の公判において、証人として出廷した乙は、ひったくり窃盗をされたので甲を追いかけ書類鞄を取り返し、甲を捕えようとしたが、ひったくられた書類鞄で殴打されこれを果たさず、かえって顔面に傷害を負ったと証言した。また乙は、甲が被害弁償すると約束したので、窃盗罪だけでよいと思ったが、甲は今になるまで弁償を実行せず、まことに腹立たしいとも証言した。

乙の証言を聞いて、裁判所は甲につき事後強盗致傷罪の事案が窃盗罪で起訴されているとの心証を得るに至った。

この場合において、次の問い合わせ答えよ（裁判員裁判の問題は考えなくてもよい）

- (1) 裁判所のこの心証のような、検察官の起訴は許されるか。
- (2) 検察官に対し訴因を事後強盗致傷罪に変更するよう命ずる裁判所の権限について、この権限行使の義務および効果を論ぜよ。

第2問 警察官 K は、被疑者 S が被害者 V に対し、自らの署名入りの V が経営する会社の脱税を通報されたくないから 100 万円を支払えとの恐喝状を V の自宅に送付し、100 万円を喝取したという、恐喝被疑事件を捜査していた。V は K による参考人取調において、S に恐喝状で 100 万円を喝取されたと供述したが、恐喝状の文面についても、恐喝状の所在場所についても、今は覚えていないと供述し、その旨の参考人調書が作成された。さらに検察官 P が V を取調べ、参考人調書を作成したが、その内容は K による参考人調書と同様であった。

K は V の態度が協力的でないので、恐喝状を目的物とする捜索差押え令状により V 経営の会社を捜索したところ、S の署名のある恐喝状が発見されたので差押えた。

この事件で、S が恐喝罪で起訴された公判において、S は犯行を否認し、証人となった V も、S から恐喝されたことも、S に 100 万円を支払ったこともない、と証言している。

この場合において、裁判所は以下の証拠調べをることができるか。

- (1) 上記恐喝状を、S による V の恐喝行為の存在を示す証拠として証拠調べする。
- (2) 上記恐喝状を、V による S への 100 万円の支払行為の証拠として証拠調べする。
- (3) K による参考人調書を、V が S に恐喝状で 100 万円を喝取されたことの証拠として証拠調べする。
- (4) P による参考人調書を、V が S に恐喝状で 100 万円を喝取されたことの証拠として証拠調べする。